

株式会社日本政策投資銀行法に係る政省令について

平成 19 年 11 月 15 日

財 務 省

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の設立にあたり、政省令で定めるべき主な事項は次の通りである。

1. 政令事項

会社の業務運営に係る事項

	項 目	概 要
(1)	受入預金の範囲	会社が受け入れる預金の範囲を定める。
(2)	会社が契約締結の代理・媒介を行う金融機関の範囲	シンジケート・ローンのアレンジメント業務等を念頭に、会社が契約締結の代理を行う金融機関の範囲を定める。
(3)	主務大臣から内閣総理大臣への権限の委任	主務大臣の権限の一部を、内閣総理大臣や金融庁長官、財務局長等へ委任する規定。

旧政投銀からの権利義務の承継に係る事項

	項 目	概 要
(1)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	旧政投銀の資産のうち国が承継する資産の範囲、当該資産の帰属する会計等について規定。
(2)	会社が承継する資産の評価に関する事項	会社が承継する資産の評価を行う評価委員の任命等について定める。

2. 省令事項

	項 目
(1)	会社の債券発行や借入金の借入に関する基本方針
(2)	認可を受けるべき事業計画や償還計画
(3)	提出すべき書類（BS / PL、事業報告書）に係る詳細

以 上